

岩手県告示第 421 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 5 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大船渡綾里三陸線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町越喜来字甫嶺 65 番 4 地先から字東上甫嶺 25 番 1 地先まで	新	m 24.4~9.3	m 756.2
	旧	17.4~8.6	756.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上有住日頃市線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字中塚 172 番 74 地先内	新	m 33.8~13.6	m 168.0
	旧	17.0~5.1	168.0
気仙郡住田町上有住字中塚 172 番 74 地先内	新	27.2~6.5	260.0
	旧	25.2~5.6	260.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 遠野住田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町下有住字奥新切 275 番 65 地先から 275 番 67 地先まで	新	m 33.0~8.8	m 651.9
	旧	23.3~4.2	651.9

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 世田米矢作線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市矢作町字愛宕下 93 番 1 地先内	新	m 28.2~6.3	m 13.1
	旧	19.3~6.3	13.1

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市日頃市町字田代屋敷 47 番 3 地先から 73 番 1 地先まで	新	m 55.2~15.7	m 520.5
	旧	34.2~12.2	520.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 5 月 27 日から同年 6 月 27 日まで